

公有財産売買契約書（例）

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人〔〇〇〇〕（以下「乙」という。）とは、甲の所有する後記物件明細書の建物（以下「本件建物」という。）について、次の条項により公有財産売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買代金）

第 2 条 売買代金は、金〇〇〇円とする。

（売買代金の納付）

第 3 条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により本契約締結と同日に納付しなければならない。

（所有権の移転）

第 4 条 本件建物の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第 5 条 甲は、前条の規定により本件建物の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

（かし担保）

第 6 条 乙は、本契約締結後に、本件建物に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（損害賠償）

第 7 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（契約の費用）

第 8 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

（疑義の決定）

第 9 条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（裁判管轄）

第 10 条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

売払人（甲） 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
契約事務受任者
横浜市都市整備局長 ○○ ○○

買受人（乙）

*本契約書案については、平成32年4月1日に施行される改正民法により必要と認められる表記の修正を行うものとします。

別紙

物 件 明 細 書

区 分		建 物		
建物の所在		横浜市中区港町1丁目1番地		
名称	構造	延床面積 (㎡)	築年度	備考
行政棟	SRC造	20,756.45	昭和34年	付属設備を含む
市会1号棟	SRC造	5,821.59	昭和34年	
市会2号棟	RC造	606.40	昭和53年	
市会3号棟	RC造	1,027.54	昭和41年	
中庭棟	S造	1,820.30	平成21年	

※ 外構、機械式駐車場等構築物一式、植栽、その他土地に定着している構築物を含む